

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の概要

前文

目的

第1条 食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、「基本理念」「実現を図るのに基本となる事項」を定め、「県の責務、農業者等の役割」等を明らかにすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の安定向上」「地域経済の健全な発展」を図る。



それぞれの役割等

第4条 県の責務

- ・基本理念に基づき、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に実施
- ・農業者等の意欲の増進を図りつつ、主体的な取組を助長
- ・市町、農業者等の関係者との連携及び協働

第5条 農業者等の役割

- ・基本理念に基づき、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努める。
- ・県、市町等関係者との連携協力
- ・農業生産等を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努める。

第6条 県民の参加

- ・食に関する知識、農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努める。

県の取組

第7条 推進体制の整備

農業者等の主体的な取組の助長と関係者との連携協働を図り、施策等を推進するための体制の整備

第8条 財政上の措置

食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第9条 基本計画

食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定（基本的な方針、主要な目標等を定める。）



基本理念

第3条 県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれること。

第3条第1号 安全・安心な農産物の安定供給

農産物の需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、安定的な供給が行われること。

第3条第2号 農業の持続的な発展

創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、農地等の農業資源が確保されることにより、持続的な発展が図られること。

第3条第3号 農村の振興

農産物の供給の機能と多面的機能が発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、振興が図られること。

第3条第4号 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

県民と農業者等の相互理解を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、新たな価値創出の促進が図られること。

基本的施策等

- 第10条 水田の最適な利用
- 第11条 園芸作物等の産地の形成
- 第12条 畜産の健全な発展
- 第13条 安全・安心農業生産の取組の促進
- 第14条 農産物の安全・安心の確保

- 第15条 多様な農業経営の確立
- 第16条 技術及び知識の向上
- 第17条 農地の有効利用等

- 第18条 農村の総合的な振興
- 第19条 多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興
- 第20条 野生鳥獣による被害の防止

- 第21条 新たな価値の創出を図るための取組の促進
- 第22条 認証制度等の推進
- 第23条 食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進

第24条 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

集落等の地域、産地単位等で構成する団体による農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、活動計画の策定及び活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供及び助言その他必要な措置を講ずる。

第1章 基本計画策定の考え方

1. 策定の趣旨
農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応し、食や農に対する県民の多様化する期待に応えていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け、めざすべき将来の姿とそれを実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、策定する。
2. 計画の性格
県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者の方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの。
3. 計画の期間
平成24年度(2012年度)から10年後を見通す。
なお、基本計画に基づく施策の着実な推進と的確なマネジメントを行うため、具体的な取組展開を示した「行動計画」を策定する。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1. 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化
 - (1) 人口減少社会の到来
 - (2) グローバル化の進展
 - (3) 地球環境問題の深刻化と世界の食料事情
 - (4) 人びとの価値観やライフスタイルの変化
 - (5) 情報通信等技術革新の進展
 - (6) 食料自給率の低下と国農政の転換
2. 三重県の農業及び農村の現状と課題
 - (1) 耕地
・耕地面積、耕作放棄地、耕地利用率、等の状況
 - (2) 農業者
・農家数、農業就業人口、認定農業者、農業生産法人、新規就農者、等の状況
 - (3) 農業生産
・農業算出額、食料自給率、農業所得、農産物・生産資材価格、6次産業化への取組、等の状況
 - (4) 野生鳥獣による被害
・鳥獣被害金額、等の状況
 - (5) 農村社会
・高齢化、混住化、生活基盤整備、農山漁村交流人口、等の状況

第3章 基本方針

1. 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方
 - (1) 農業及び農村の果たす役割
①食料の持続的な供給 ②多面的機能の発揮 ③地域経済と就業の場を担う産業
 - (2) 取組展開に向けた基本視点
「県民力による協創の三重づくり」とあわせ、次の3つの視点を施策展開のベースに置く。
①消費者の視点に立った「売れる農業」の展開 ②将来にわたる農業の持続的発展 ③地域の創意工夫を重視した施策の展開
 - (3) めざすべき将来の姿
①安全・安心な農産物が、安定的に供給されている姿 ②多様な農業経営が確立され、本県農業が持続的に発展する姿
③地域の特性を生かした取組が展開され、農村が振興される姿 ④農業及び農村を起点として、新たな価値の創出が図られる姿

2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開
県民生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、農業及び農村の果たす役割を踏まえて、4つの基本施策と基本目標を定める。

- (1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給
安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
食料自給率(カロリーベース)	42%(平成21年度)	51%(平成32年度)

- <目標達成に向けた施策展開の内容>
- ①需要に応じた水田農業の推進
 - ②消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
 - ③活力ある畜産の健全な発展
 - ④農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

- (2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立
県農業が持続的に発展できるよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業者の確保・育成に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	2,346経営体	3,000経営体

- <目標達成に向けた施策展開の内容>
- ①地域の特性を生かした農業・農村の活性化
 - ②地域の持続的な営農の仕組みづくり
 - ③多様な農業経営体の確保・育成
 - ④農業生産基盤の整備・保全
 - ⑤農畜産業技術の研究開発と移転

- (3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進
農業及び農村が多面的機能を発揮できるよう、快適な農村環境の整備や都市や地域住民との連携構築に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
農山漁村地域の交流人口	5,086千人(平成22年度)	5,670千人(平成32年度)

- <目標達成に向けた施策展開の内容>
- ①安全・安心な農村づくり
 - ②災害につよい農村づくり
 - ③人や産業が元気な農村づくり
 - ④多面的機能の維持増進

- (4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出
県民の食と農との結び付きの強化と、農を起点とした新たな価値の創出に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
県産品に対する消費者満足度	25%	60%

- <目標達成に向けた施策展開の内容>
- ①新たなビジネス創出に向けた基盤づくり
 - ②新たなマーケティング戦略の展開
 - ③県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

第4章 推進体制の整備

1. 計画の推進体制
県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協力を基本姿勢として計画の推進に取り組む。
2. 地域活性化プランへの支援
地域の創意工夫を重視した施策展開を図るため、集落や産地等の主体的な取組を支援する仕組みとして、市町や関係団体との連携・協力体制を構築し、地域の取組意欲の増進を図りつつ、地域活性化プランの策定と実践に対する支援に取り組む。

地域活性化プラン推進のイメージ

地域活性化プラン支援チーム

◎地域推進チーム

- ・各地域事務所関係室
- ・中央農業改良普及センター

農業研究所・畜産研究所等

高度な技術支援

支援

業務関連の支援

(財)農林水産支援センター

連携

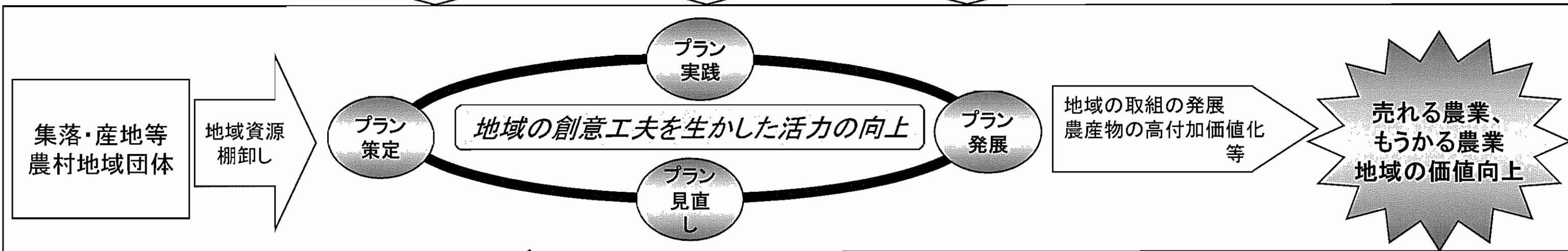
市町、農協等

情報提供
助言

技術支援
経営支援
情報提供

事業制度
活用に係る
助言・指導

- ・農村地域団体の課題や目指す方向に応じたメンバー構成
- ・構成メンバーは各機関の担当者で5名程度(各地域事務所に設置)
- ・支援チームは、スタートアップ促進事業委託先と連携して必要な支援方を決定
- ・高度な技術支援が必要な場合は農業研究所等の研究員も参画
- ・6次産業化や組織法人化など農林水産支援センターのサポートを必要に応じて活用



地域活性化プラン推進事業

25年度予算額: 14,625千円

(1) 地域活性化プラン策定支援推進事業 (県事業): 25年度予算額1,106千円

- プラン策定打合
- 情報収集の支援
- 研修会等の開催
- 企業調査等
- リーディングプランの選定

(3) プランブラッシュアップ支援 (県事業): 25年度予算額1,500千円

- 集落座談会の開催、実証試験等

地域活性化プラン

ビジネス指向の強い取組

集落機能等の向上を目指す取組

- ・地域の自立した取組の継続・発展
- ・ビジネス意欲の醸成

(2) 地域活性化プランスタートアップ促進事業 (委託事業): 25年度予算額12,019千円

リーディングプラン

ハンズオン支援

- 専門家派遣
ファシリテート、コーディネート、商品開発、販路開拓等の実務
- 試作・試行
初期取組(試作・試行等)に対する資材提供等

委託先: 三重大学地域戦略センター

国等の既存事業

- 6次産業化推進整備事業
- 農商工連携推進ファンド
- 地域コミュニティ応援ファンド 等

- リーディングプラン(イメージ例)
 - ・低コスト稲作と地域愛用米としての直販
 - ・直売所等を核とした高齢農家等による多品目産地等の育成
 - ・業務用(加工、飲食)をターゲットとした新産地形成
 - ・機能性向上を目指した生産振興と市場開拓の展開
 - ・伝統野菜の生産振興と市場開拓の展開 等

地域活性化プラン策定支援の状況について

H23策定数 52プラン

H24策定数 61プラン

(H25 策定予定 50プラン)

【桑名】
 H23策定数 8プラン
 H24策定数 11プラン
 (H25策定予定 7プラン)

【四日市】
 H23策定数 8プラン
 H24策定数 13プラン
 (H25策定予定 10プラン)

【伊賀】
 H23策定数 7プラン
 H24策定数 7プラン
 (H25策定予定 5プラン)

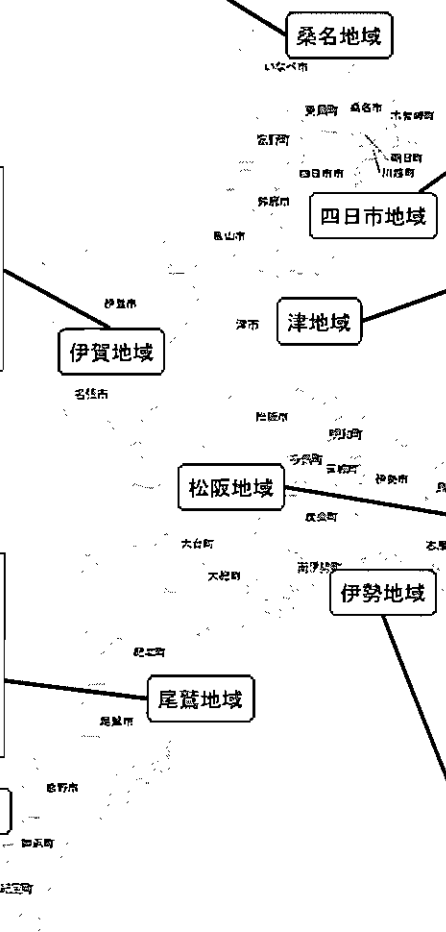
【津】
 H23策定数 8プラン
 H24策定数 8プラン
 (H25策定予定 8プラン)

【尾鷲】
 H23策定数 1プラン
 H24策定数 1プラン
 (H25策定予定 1プラン)

【松阪】
 H23策定数 10プラン
 H24策定数 10プラン
 (H25策定目標 10プラン)

【熊野】
 H23策定数 3プラン
 H24策定数 4プラン
 (H25策定予定 2プラン)

【伊勢】
 H23策定数 7プラン
 H24策定数 7プラン
 (H25策定予定 7プラン)



地域活性化プランの実践事例①

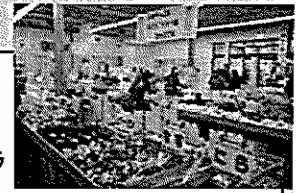
JAいなべファーマーズマーケット「いなべっこ」(いなべ市・東員町)

直売所のコンセプトの再確認による生産者の自主的な店づくりの実行

地元農産物の供給拠点としての直売所の強み弱みを再整理し、いなべっこブランドの創出や生産者の収益を高めていく課題を明らかにすることで、直売所と会員の一体的な組織運営を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 出荷者の自己責任と運営者の管理責任の明確化(H24)
- 農産物の供給力の向上…スイートコーン、枝豆等の栽培募集、ハウス利用による冬季出荷対策など
- 加工品のブランド化、贈答品など新たな購入機会の創出



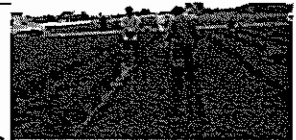
JA鈴鹿白ネギ部会(鈴鹿市・亀山市)

茶・花木農家の複合作目としての野菜(白ネギ)の産地化

畑地帯の遊休農地の有効利用と茶・花木農家の経営安定のための複合作目として野菜(白ネギ)に着目し新規栽培者のための環境を整備することで、新たな産地化を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 経営規模の拡大…新規栽培者の確保(H24:試験栽培用機材の整備)、栽培研修会
定植・管理・収穫・調整作業の機械化及び共同化
- 販売力の向上…共同集荷によるロット確保と計画出荷、GAPの導入



太郎生道里夢(津市)

朝市(体験メニュー、出張朝市など)を核にした誘客

朝市を核にして、地域資源(農産加工品、山野草、工芸品等)を活用した参加・体験メニューの充実や都市部での出張朝市によるPR活動を通じて、都市との交流を促進し、魅力ある地域づくりを目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 参加・体験型の都市住民との交流…太郎生朝市の定期開催、出張朝市(H24:テント、看板の整備)
体験教室(メニュー)の充実
- 魅力あるまちづくり…アサギマダラ(蝶)を誘引するフジバカマ栽培、里道の整備など



茶来まつさか(株)(松阪市)

茶関連商品の開発と地域ブランド化

深蒸し煎茶の認知度向上、地域資源を活用したサービスや商品の開発に取り組むことで「茶来まつさかブランド」を確立し、地域の茶園の維持や就業機会の創出などの地域貢献につなげていく。

〔地域活性化プランの概要〕

- 深蒸し煎茶のブランド化…HPのリニューアル(H24)、体験イベントの開催(茶摘み、製茶、試飲等)
首都圏でのビジネスパートナーの獲得、GAPの実践(JGAP普及資格取得)
- 茶業経営力の強化…経営・作業受託の拡大、作業性の向上、若手人材の確保、新商品開発



地域活性化プランの実践事例②

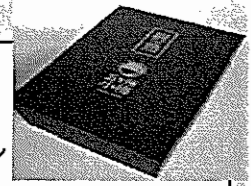
JA伊勢 梅部会(南伊勢町)

「樹熟五ヶ所小梅」の高付加価値販売

熟した梅を「五ヶ所小梅」とは差別化した「樹熟五ヶ所小梅」として商品化し、ハイエンドユーザーを中心に少量・高単価で販売することで生産者のモチベーションを高め、儲かる産地づくりを目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 商品の開発・・・商品コンセプト(H24)、商品デザイン(H24)、販売資材(H24)、販促資材の決定
- 高品質安定生産・・・栽培暦の作成、出荷基準等の検討
- 販路開拓・・・こだわり顧客の掘り起し



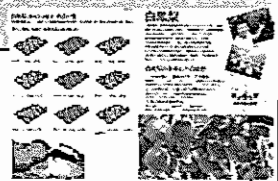
(農)白鳳梨生産組合(伊賀市)

梨の販売促進手法等の改善による直販比率の向上

担い手への園地集積や品種更新等の生産対策と合わせて、直売所をはじめ量販店等での直売や通信販売を増し直販比率を向上させることで、消費者ニーズに応える産地づくりを目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 担い手の確保・・・後継者意向調査
- 園地の維持・拡大・・・園地利用計画の策定(園地データの整理、園地集積、改植等)
- 直販比率の向上・・・直販期間の拡大、PR用カタログの作成(H24)



(株)やきやまふぁーむ(尾鷲市)

農福連携事業の多角化と地域住民参画による地域活性化

障がい者雇用による菌床シイタケやハウストマト等の栽培のほか、地域の農家と連携した加工品の開発や直売活動、都市との交流活動を展開することで地域の持続的な発展を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 新たな加工品開発・販路開拓・・・トマト温室の増設、加工施設の整備、PRリーフレット作成(H24)
- 多品目適量産地づくり・・・地区農業者と連携した獣害対策による遊休農地の活用
- 滞在型交流活動の充実・・・農業体験や加工体験イベントの実施など



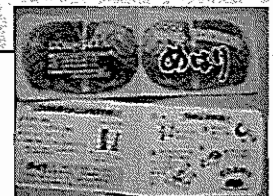
飛鳥たかな生産組合(熊野市)

地域伝統食材「たかな漬け」の地域外への販路開拓

「めはりずし」としての利用方法をわかりやすくPRしていくとともに、抗酸化力等の機能性に着目した地域外への販路開拓を進めることで、伝統食材の生産・加工の体制を維持し、さらなる発展を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- たかな生産の拡大・・・新規生産者の確保(栽培実習など支援策の充実)、単収向上、中古ハウス利用
 - たかな漬けの売上向上・・・地域外販売に向けた新パッケージ、チラシの作成(H24)
- 三等葉の有効活用



平成23年度 地域活性化プラン策定一覧

	事務所名	集落・産地・その他の別	市町名	農村地域団体名	取組方向	
1	1	桑名	集落	桑名市	(農)かれがわ営農組合	特別栽培米、マコモの生産拡大や新商品開発、消費者交流など事業多角化による営農組合の経営安定
2	2	桑名	集落	いなべ市	(農)高柳地区営農組合	赤米(「大安桜米」)のブランディングを通じた地域営農の活性化
3	3	桑名	産地	いなべ市、東員町	JAいなべ(大豆)	高品質高収量の大豆生産と農商工連携による新商品開発(小粒大豆納豆)
4	4	桑名	産地	いなべ市、東員町	JAいなべ(キャベツ)	食品加工業者(実需者)や直売所等(消費者)のニーズに的確に対応した売れるキャベツ産地づくり
5	5	桑名	産地	いなべ市、東員町	JAいなべ(大麦)	ファイバースノー(麦茶加工)の高品質安定生産と農商工連携による新たな商品開発
6	6	桑名	その他	いなべ市	(農)うりぼう	経営方向の整理による統一イメージの再構築や体験農園等の新たな担い手確保の取組
7	7	桑名	その他	東員町	アグリコム	福祉施設との連携による障がい者の就労環境整備と共同による商品開発や販売の展開
8	8	桑名	産地	桑名市	JAながしま(ナバナ)	GAPの取組徹底等による契約販売の拡大
9	1	四日市	集落	四日市市	(農)キタコマツファーム	特別栽培米の生産拡大と、特別栽培大豆を活用した味噌等の加工販売
10	2	四日市	集落	四日市市	川島愛農会	ソバ・ナタネ等の生産性向上と収益性の高い新作物の導入や加工品(菜種ドレッシング)の開発
11	3	四日市	集落	鈴鹿市	稲生営農組合	土地利用調整機能の充実と試食販売会などの消費者交流による米の直接販売の拡大
12	4	四日市	集落	亀山市	小山新田環境保全営農組合準備会	梅、自然薯などの特産品の販売と都市住民の参画による営農展開(耕作放棄地解消等)
13	5	四日市	集落	菟野町	田光資源と環境を守る会	農地・水環境保全活動の充実と地域資源を活用した農産物のブランド化
14	6	四日市	産地	菟野町	音羽野菜生産組合	観光施設との連携による野菜生産と漬物等の加工品開発
15	7	四日市	産地	菟野町	こもの米推進協議会	菟野町発祥の「関取米」などの復活と地域ブランド化
16	8	四日市	産地	菟野町	真菰の菟野会	地元の観光・食品産業と連携した加工品や生鮮マコモの販売開拓によるマコモの特産品化
17	1	津	集落	津市	(農)南家城営農組合	黒大豆等の新作物の加工品開発(味噌、甘納豆等)をきっかけとした「売れる農産物づくり」の取組拡大
18	2	津	集落	津市	岡南集落営農組合	法人化に向けた受託作業の拡大と雇用環境の整備
19	3	津	その他	津市	美里農産物加工組合	タケノコ水煮、味噌等の加工原料確保のための生産体制の整備(竹林整備等)
20	4	津	その他	津市	(有)はくさん地域おこしの会	世代交代を円滑に進める組織運営の見直しと店づくりの改善
21	5	津	集落	津市	リバーパーク真見管理組合	直売所の開設やイベント開催による集客交流の促進
22	6	津	産地	津市	(合)美杉苑	茶集落営農組織の設立と「美杉苑ブランド」の確立
23	7	津	産地	津市	布引そば大八生産組合	ソバ打ち体験などの地域内交流と農商工連携による加工品の開発
24	8	津	集落	津市	河辺地区営農組合	耕作放棄地解消や地域内交流の促進による土地利用調整機能の維持

	事務所名	集落・産地・その他の別	市町名	農村地域団体名	取組方向	
25	1	松阪	集落	松阪市	(株)権現前営農組合	直売所施設を核にした地域の農産物や加工品の販売力強化と食農体験による消費者交流の拡大
26	2	松阪	集落	松阪市	笠松営農組合	営農組合の法人化に向けた持続可能な営農体制の整備と農業・農村の活性化
27	3	松阪	集落	松阪市	宇気郷住民協議会	地域紹介マップによるPRなど地域資源を生かした集客交流の促進
28	4	松阪	集落	松阪市	広瀬営農組合	世代交代を円滑に進める営農ビジョンづくり
29	5	松阪	その他	明和町、多気町	農産物直売所スマイル	生産者の組織化と消費者交流等による信頼関係の構築
30	6	松阪	集落	多気町	元文の里営農組合	米粉、葉草などの地域資源を活用した商品開発と交流事業の拡大
31	7	松阪	集落	多気町	(農)四疋田営農組合	伊勢芋、酒米、野菜生産など営農組合の経営力強化による農業・農村の活性化
32	8	松阪	集落	多気町	(農)丹生営農組合	営農面積の拡大と餅加工や野菜生産など営農組合の経営力強化による農業・農村の活性化
33	9	松阪	その他	大台町	(有)みのり会	農地保全や竹堆肥利用米などの環境保全型農業の推進による農業・農村の活性化
34	10	松阪	集落	多気町	出江地区土地改良事業推進委員会	ほ場整備後に向けた営農ビジョンづくり
35	1	伊勢	集落	伊勢市	馬瀬の農業を考える会	朝市を核とした地域コミュニティの活性化
36	2	伊勢	集落	志摩市	桧山路区	伝統果樹「桧山路柿」の再興と柿加工品の商品化を契機とした直売所の開設
37	3	伊勢	産地		JA伊勢(野菜作り研究会)	「野菜塾」卒業生からなる「野菜作り研究会」の発足による産直生産者等の確保
38	4	伊勢	集落	玉城町	(農)茶屋	農産加工・販売などによる営農法人の担い手確保と集落ぐるみの取組拡大
39	5	伊勢	集落	大紀町	金輪区	出張販売の実施など朝市の充実による地域コミュニティの活性化
40	6	伊勢	産地	南伊勢町	南勢産地協議会生産者部会	担い手確保、多様な品種構成、水産業や観光との連携など産地構造改革の着実な実行
41	7	伊勢	産地	鳥羽市、伊勢市	JA鳥羽志摩inショップ部会	直売所会員による商品づくりや品揃えの充実など魅力ある店舗づくり
42	1	伊賀	集落	伊賀市	阿波地域住民自治協議会	農家民宿等を核とした体験メニューの充実による集客交流の促進
43	2	伊賀	集落	伊賀市	(農)あぐりびあ伊賀	集落営農組織による農産加工施設、直売所の運営による6次産業化へのステップアップ
44	3	伊賀	その他	伊賀市	(社)大山田農林業公社	地元農産物の加工品のアイテム充実(ジャム、ドレッシング等)と販路拡大
45	4	伊賀	産地	伊賀市	JAいがほくぶ(アスパラガス部会)	収量・品質向上と商品提案等の販路開拓による収益性向上と担い手の確保
46	5	伊賀	産地	伊賀市	JALいがほくぶ(マコモ生産者)	優良品種導入による収量向上や地域における認知度向上による産地の拡大
47	6	伊賀	集落	伊賀市	霧生こんにゃく生産組合	好適の品種導入等によるこんにゃくの安定生産と加工販売による地域コミュニティの維持
48	7	伊賀	産地	名張市	JA伊賀南部(トマト部会)	共通農業保管庫の設置を手始めとしたGAP手法の導入による商品力向上
49	1	尾鷲	集落	紀北町	銚子川ブランドプロジェクト	地域の象徴である清流「銚子川」の豊富な水量を生かした「くき漬け」の再興と伝承
50	1	熊野	集落	御浜町	尾呂志区	尾呂志地区内の直売所や特産米生産者などの多様な組織の連携による「地域おこし・地域づくり」
51	2	熊野	集落	熊野市	(株)金山パイロットファーム	通年販売可能な観光農園整備
52	3	熊野	産地	熊野市、御浜町、紀宝町	三重南紀みかん産地再構築委員会	タイ王国への輸出などかんきつのブランド価値の向上

平成24年度 地域活性化プラン策定一覧

	事務所名	集落・産地・その他の別	市町名	農村地域団体名	取組方向	
1	1	桑名	集落	桑名市	ななわ農地・水・環境保全会	農地・水環境保全活動の拡充と水田営農システムの構築に向けた地域営農ビジョンの策定
2	2	桑名	その他	桑名市	(農)みらい耕社	法人設立を契機とした営農ビジョンの策定と戦略作物(WCS、コスモス)の安定生産
3	3	桑名	産地	いなべ市	JAいなべ(ハトムギ生産者部会)	品質・収量の向上による産地基盤の安定化と新たな販路の開拓
4	4	桑名	産地	いなべ市・東員町	JAいなべ特別栽培米部会	実需者ニーズに応じた「特別栽培米」の生産拡大
5	5	桑名	産地	木曾岬町	JAくわな木曾岬トマト部会	GAPの取組や竹チップ堆肥を活用した特徴ある商品づくりなどによる産地力の強化
6	6	桑名	産地	桑名市・木曾岬町	JAくわな(ナバナ)	栽培面積の維持に向けた新たな担い手の確保
7	7	桑名	その他	いなべ市・東員町	JAいなべファーマーズマーケット「いなべっこ」	直売所のコンセプトの再確認による生産者の自主的な店づくりの実行
8	8	桑名	産地	桑名市	長島園芸組合(トマト部会)	若手生産者を中心とした産地力強化に向けた取組実践(高品質、販売の多様化、GAP等)
9	9	桑名	産地	いなべ市	JAいなべ(サトイモ)	サトイモの生産適地における産地の再興(品質向上、生産面積・出荷量の拡大)
10	10	桑名	産地	木曾岬町	JAくわな木曾岬温室部会	恵まれた立地環境(交通アクセス、多品目生産等)を再評価し、強みを生かした戦略的取組による観葉・鉢花産地の振興
11	11	桑名	集落	いなべ市	(農)野尻営農組合	主食用水稲の収量・品質の向上、飼料米安定生産技術の確立、湿田対策の実施等による経営の安定と持続的発展
12	1	四日市	集落	鈴鹿市	玉垣営農組合	担い手への土地利用調整や地域資源保全活動などの集落機能を充実させる地域営農ビジョンの策定
13	2	四日市	産地	鈴鹿市	鈴鹿Fワンツースリー	鈴鹿地域における「結びの神」の高品質栽培技術の確立と銘柄米としての定着
14	3	四日市	産地	四日市市	四日市三重23号研究会	三河地域における「結びの神」の高品質栽培技術の確立と銘柄米としての定着
15	4	四日市	集落	鈴鹿市	(農)クマダ	広域的な営農組織としての経営ビジョンの再構築と6次産業化(もち等の加工・販売)による経営安定
16	5	四日市	産地	鈴鹿市	JA鈴鹿白ネギ部会	新規参入環境の整備(共同利用機械等の導入)による茶・花木農家の複合作物としての白ネギの産地化
17	6	四日市	産地	鈴鹿市	JA鈴鹿加工野菜部会	新規参入環境の整備(共同利用スチールコンテナ)による茶・花木農家の複合作物としての加工白菜等の産地化
18	7	四日市	集落	四日市市	大鐘地区	人・農地プランの策定と連動した土地利用調整システムの構築
19	8	四日市	産地	鈴鹿市	鈴鹿市植木振興会	「植木祭り」等を活用した消費者コミュニケーションによる産地PRと花木の新規需要の創造
20	9	四日市	その他	鈴鹿市	椿の農業と地域を考える会	茶、花木農家による地域資源を活かした都市住民との交流などの新たな農業ビジネス展開
21	10	四日市	産地	亀山市	亀山べにほまれ紅茶復活プロジェクトチーム	特産品である「べにほまれ紅茶」の生産復活による茶産地の活性化
22	11	四日市	集落	川越町	川越町生産組合	水田農業を守る町一円での農地調整システムの構築
23	12	四日市	産地	四日市市	水沢野菜出荷部会	茶専業農家の複合作物としての野菜の産地化
24	13	四日市	産地	四日市市	(農)水沢野田共同製茶組合	地域茶業を支える担い手として継続できる組織体制の構築
25	1	津	その他	津市	JA三重中央(ベジマル)	地物野菜を使った新商品開発(ボイル、冷凍等)
26	2	津	その他	津市	太郎生道里夢	朝市(体験メニューの充実、出張朝市等)を核とした誘客
27	3	津	集落	津市	竹原地域活性化協議会	野菜宅配サービスと有機野菜づくりの促進による直売所の販売力強化
28	4	津	産地	津市	JA美杉清流米生産部会	美杉地域のイメージを活用した販売促進(商標登録・都市消費者との交流等)
29	5	津	産地	津市	八十六石まこもの集い	マコモの販路確立や加工品開発
30	6	津	集落	津市	クリエイトファーム棕の樹	集落営農組織の法人化を契機とした営農ビジョンの策定

	事務所名	集落・産地・その他の別	市町名	農村地域団体名	取組方向	
31	7	津	産地	津市	JA一志東部香良洲梨部会	香良洲梨の知名度改善とJA店舗・通販での販売力の強化
32	8	津	産地	津市	JA三重中央ブロッコリー部会	出荷形態見直し等による生産集荷・販売体制の改善
33	1	松阪	その他	大台町	道の駅奥伊勢おおい	生産履歴記帳の確認等の商品力向上と生産者組織の整備など直売所を核とした地域内農産物の生産・流通の活性化
34	2	松阪	産地	松阪市	JA一志東部三雲イチジク部会	株枯病対策の実施と販売促進活動の強化による産地力アップ
35	3	松阪	産地	松阪市	JA松阪 水耕きゅうり研究会	水耕キュウリの特性を生かした有利販売と病害対策の取組
36	4	松阪	産地	松阪市	JA一志東部秋冬野菜部会	ブロッコリー栽培の土地利用型農家等への拡大と省力・低コスト化技術の導入
37	5	松阪	産地	松阪市	茶来まつさか(株)	茶関連商品の開発、通信販売や情報発信の充実など深蒸し煎茶のブランド化による地域茶業の活性化
38	6	松阪	産地	松阪市	(有)茶工房かはだ	直売所を生かした販売力の向上などによる茶一貫経営の確立
39	7	松阪	集落	多気町	仁田宮農組合	営農組合の法人化と農産加工(みかん、柿)の導入
40	8	松阪	集落	多気町	車川山里ファン倶楽部	環境保全活動とCSR活動を核とした集客交流の拡大
41	9	松阪	産地	明和町・多気町・大台町	JA多気郡(白ネギ生産者)	品質、単収の向上と新たな担い手確保による産地力の強化
42	10	松阪	産地	大台町	大台町苗木生産協議会	地域性苗木を活用した新商品や新用途の開発による販路開拓
43	1	伊勢	産地	南伊勢町	JA伊勢 梅部会	「樹熟五ヶ所小梅」の高付加価値販売
44	2	伊勢	産地	玉城町	JA伊勢 玉城柿部会	「玉城町産次郎柿」の新たなブランド戦略の構築と新商材の開発
45	3	伊勢	その他	鳥羽市	鳥羽の朝市・直売所ネットワーク	市内直売所の連携による品揃えの充実と情報発信の強化
46	4	伊勢	集落	大紀町	ふじ区地域活性化協議会	地域の伝統的生活を伝承する「みどころマップ」の作成による地域コミュニティの活性化
47	5	伊勢	集落	伊勢市	磯町営農団体	地区住民等の参画による耕作放棄地の解消と持続的な営農活動の実践
48	6	伊勢	その他	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、大紀	伊勢志摩地域イネWCS生産・利用組合	イネWCSを中心とした耕畜連携による資源循環型酪農の実践と土地利用型作物(小麦等)の生産性向上
49	7	伊勢	産地	鳥羽市	国崎干し芋生産者グループ	国崎地区住民による「干し芋」の生産・販売力の向上
50	1	伊賀	産地	伊賀市	(農)白鳳梨生産組合	梨の販売促進資材等の改善による直売比率の向上
51	2	伊賀	その他	名張市	青蓮寺湖ぶどう組合	新たな収穫体験企画(秋季サツマイモ堀など)による集客力の向上
52	3	伊賀	産地	伊賀市名張市	伊賀産肉牛生産振興協議会	伊賀牛のブランド力向上と若手担い手の取組充実
53	4	伊賀	集落	伊賀市	ふるさとづくり上高尾の会	都市農村交流事業を通じた魅力ある里山づくりと特産品開発
54	5	伊賀	産地	伊賀市名張市	伊賀有機農業推進協議会	新たな有機農業志向者の受入体制整備と加工品開発による産地ブランドづくり
55	6	伊賀	その他	名張市伊賀市	とれたて名張交流館運営協議会	直売所へ農産物を出荷する生産者の自主的な店づくりによる産直施設の魅力アップ
56	7	伊賀	産地	伊賀市	青山マロンクラブ	地域高齢者による栗園管理と生産販売の維持
57	1	尾鷲	その他	尾鷲市	(株)やきやまふあーむ	農福連携事業の多角化と地域住民の参画による地域活性化
58	1	熊野	集落	熊野市	特定非営利活動法人「有馬の村」	直売所(お綱茶屋)を核とした古代米(黒米)等の商品開発による地域の活性化
59	2	熊野	産地	広域	(有)御浜柑橘	伝統品種「春光柑・三宝柑・市木オレンジ」の知名度向上など、多様な商品構成とアイデアを活かしたチャレンジ販売
60	3	熊野	産地	広域	JA三重南紀農林畜水産物直売部会	直売所整備を契機とした少量多品目産地づくりによる地域の活性化
61	4	熊野	その他	熊野市	飛鳥たかな生産組合	地域伝統食材「たかな漬け」の地域外への販売促進と機能性に着目した販路開拓

農業者戸別所得補償制度の活用状況等

1 平成24年度農業者戸別所得補償制度の交付面積

[単位:ha]

項 目	24年度	23年度	備考(対前年比)
1 主食用米	18,724	17,965	104.2%
2 戦略作物			
① 麦	5,971	6,259	95.4%
② 大豆	3,878	4,027	96.3%
③ そば	179	160	111.9%
④ 飼料作物	115	127	90.6%
3 新規需要米等			
① 米粉用米	109	82	132.9%
② 飼料用米	555	413	134.4%
③ WCS稲	172	163	105.5%
④ 加工用米	166	119	139.5%
計	29,869	29,315	101.9%

2 平成24年度農業者戸別所得補償制度交付金

[単位:円]

項 目	24年度	23年度	備考(対前年比)
1 米の所得補償交付金	2,449,711,500	2,384,988,000	102.7%
2 水田活用交付金			
① 水田活用	3,470,437,900	3,449,419,300	100.6%
② 産地資金	245,272,126	223,068,930	110.0%
3 畑作物の所得補償交付金			
① 数量払	656,152,415	441,395,065	148.7%
② 営農継続支払	1,690,430,000	1,577,558,000	107.2%
4 加算措置			
① 規模拡大加算	42,684,000	47,622,000	89.6%
② 再生利用加算	2,228,000	1,572,000	141.7%
計	8,556,915,941	8,125,623,295	105.3%

3 主な戦略作物の年度別推移

[単位:ha]

年 度	麦	大豆	飼料用米
平成20年度	5,680	3,230	19
平成21年度	5,770	3,280	26
平成22年度	5,861	3,664	82
平成23年度	6,259	4,027	413
平成24年度	5,971	3,878	555

三重23号の取組状況

1 平成24年度	
①生産者数	20件(36名)
②栽培面積	約 30ha
③総生産量(出荷量)	約 145t(うち品質基準クリア128t=「結びの神」)
2 平成25年度	
①生産者数	30件(49名)…24年度の1期生含む
②栽培予定面積	約 80ha
③生産予定数量	約 400t
3 「結びの神」の品質基準等	
・農産物検査1等、玄米タンパク質含量6.8%以下、「みえの安心食材」の認定	

獣害対策の主な取組等について

主な取組項目	被害等の状況	課題	平成25年度当初予算																																													
<p>【被害対策】</p> <p>○獣害につよい地域づくりの推進</p>	<p>《農林水産被害金額の推移》 (億円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th></tr> <tr><td>被害金額</td><td>5.8</td><td>7.1</td><td>7.8</td><td>7.5</td><td>8.2</td></tr> </table> <p>※農林水産被害に歯止めがかかっていない</p> <p>《被害発生集落数の推移》 (集落)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H22</th><th>H23</th></tr> <tr><td>ニホンザル</td><td>637</td><td>830</td></tr> <tr><td>イノシシ</td><td>637</td><td>821</td></tr> <tr><td>ニホンジカ</td><td>588</td><td>799</td></tr> </table> <p>※野生獣の被害を受けている集落が増加している</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	被害金額	5.8	7.1	7.8	7.5	8.2	年度	H22	H23	ニホンザル	637	830	イノシシ	637	821	ニホンジカ	588	799	<p>○中山間地域において人口の減少や高齢化が加速</p> <p>○被害集落が増加</p> <p>○リーダー等の人材が不足</p> <p>○被害を受けていない人や都市住民の理解が不足</p>	<p>【緊急】獣害につよい地域づくり推進事業費 759,136千円</p> <p>○獣害対策に取り組む集落の育成(集落座談会の開催、実証事業の実施等)</p> <p>○集落リーダー、地域リーダー等の育成(人材育成研修会の開催)</p> <p>○被害防止計画に基づく市町の被害対策への支援(国交付金、県単事業(野生獣駆逐用煙火など追い払い資材等)による獣害対策に取り組む集落等への支援)</p> <p>○獣害被害についての啓発等(獣害について考える月間、フォーラムの開催)</p>																					
年度	H19	H20	H21	H22	H23																																											
被害金額	5.8	7.1	7.8	7.5	8.2																																											
年度	H22	H23																																														
ニホンザル	637	830																																														
イノシシ	637	821																																														
ニホンジカ	588	799																																														
<p>【生息管理】</p> <p>①地域における野生鳥獣捕獲力の強化</p> <p>②森林再生による野生鳥獣の生息環境の創出</p>	<p>《獣害対策に取り組む集落数の推移》 (集落)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th></tr> <tr><td>年度別</td><td>24</td><td>29</td><td>72</td><td>63</td></tr> <tr><td>累計</td><td>24</td><td>53</td><td>125</td><td>188</td></tr> </table> <p>※獣害対策に取り組む集落づくりを推進している</p> <p>《野生獣捕獲頭数の推移》 (千頭)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th></tr> <tr><td>捕獲頭数</td><td>15</td><td>19</td><td>19</td><td>27</td><td>25</td></tr> </table> <p>※捕獲頭数が減少した</p> <p>《狩猟免許所持者数の推移》 (人)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th></tr> <tr><td>銃</td><td>2,435</td><td>2,429</td><td>2,155</td><td>2,140</td><td>2,133</td></tr> <tr><td>わな</td><td>1,209</td><td>1,311</td><td>1,476</td><td>1,646</td><td>1,898</td></tr> </table> <p>※銃の免許所持者数が減少している</p>	年度	H21	H22	H23	H24	年度別	24	29	72	63	累計	24	53	125	188	年度	H19	H20	H21	H22	H23	捕獲頭数	15	19	19	27	25	年度	H19	H20	H21	H22	H23	銃	2,435	2,429	2,155	2,140	2,133	わな	1,209	1,311	1,476	1,646	1,898	<p>○新しい捕獲技術が未確立</p> <p>○捕獲技術が未熟</p> <p>○捕獲効率が悪い</p> <p>○捕獲者が減少</p> <p>○捕獲体制が未整備</p> <p>○森林荒廃により野生獣の生息環境が悪化</p> <p>○里山の荒廃により隠れ場所が増加</p>	<p>【緊急】地域捕獲力強化促進事業費 27,863千円</p> <p>○大型捕獲技術の確立・普及(ニホンザル大量捕獲技術・誘導式囲いわな捕獲技術の確立、ドロップネットの普及)</p> <p>○捕獲技術の向上(わなによる捕獲技術向上のための研修会の開催)</p> <p>○捕獲者の育成・確保(狩猟免許取得及び有害鳥獣捕獲参加のための啓発)</p> <p>○実施隊活動のための支援(捕獲活動経費、実施隊員等の免許更新時経費の支援)</p> <p>○被害軽減のための支援(有害鳥獣捕獲の経費、広域連携による一斉捕獲経費の支援)</p> <p>【緊急】森林再生による野生鳥獣生息環境創出 72,994千円</p> <p>○手入れが遅れた森林を公益的機能の高い森林に再生するための更新伐</p> <p>○里山等における竹林や二次林(旧薪炭林)の強度伐採</p>
年度	H21	H22	H23	H24																																												
年度別	24	29	72	63																																												
累計	24	53	125	188																																												
年度	H19	H20	H21	H22	H23																																											
捕獲頭数	15	19	19	27	25																																											
年度	H19	H20	H21	H22	H23																																											
銃	2,435	2,429	2,155	2,140	2,133																																											
わな	1,209	1,311	1,476	1,646	1,898																																											
<p>【獣肉の利活用】</p> <p>○安全・安心な獣肉等流通の仕組みづくり</p>	<p>《生息環境事業の実施状況》(地区・ha)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H24</th></tr> <tr><td>地区数</td><td>9</td></tr> <tr><td>面積</td><td>99</td></tr> </table> <p>※森林・里山再生事業に着手した</p> <p>《解体処理施設の整備》(施設)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>～H23</th><th>H24</th></tr> <tr><td>年度別</td><td>10</td><td>2</td></tr> <tr><td>累計</td><td>10</td><td>12</td></tr> </table> <p>※解体処理施設の整備に着手した</p>	年度	H24	地区数	9	面積	99	年度	～H23	H24	年度別	10	2	累計	10	12	<p>○解体処理施設不足により、供給量が不足</p> <p>○企業等とのマッチングによる商品開発等が必要</p>	<p>【緊急】みえの獣肉等流通促進事業費 12,495千円</p> <p>○利活用促進(捕獲・解体処理研修会の開催、解体処理施設への支援、衛生管理マニュアルの普及、野生獣肉の認知度向上・消費の拡大、大腸菌群等に関するモニタリング検査)</p> <p>○付加価値向上促進(みえのジビエ認知度向上・利用促進、みえフードイノベーションを活用した新商品の開発・販売の推進、登録制度の導入・普及促進)</p> <p>その他生息管理や調査研究事業 16,252千円</p> <p>○ニホンジカ生息数推定のための糞粒調査・ベイズ推定法調査、狩猟免許試験の実施</p> <p>○ニホンジカによる果樹、樹木の皮剥ぎ等の被害対策のための調査、対策方法の研究、普及を行う。</p>																														
年度	H24																																															
地区数	9																																															
面積	99																																															
年度	～H23	H24																																														
年度別	10	2																																														
累計	10	12																																														

注) 下線はH25年度新規。【緊急】は、緊急課題解決プロジェクト。

1 趣旨（第1条）

県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、県税条例に規定する県民税の均等割の税率の特例を定める。

2 税率（第2条、第3条、附則第3項）

三重県県税条例に定める県民税の均等割の税率（復興増税の適用期間はそれを合わせた税率）に下記の額を加算する。

- ① 個人 1,000円
- ② 法人 均等割の税率に100分の10を乗じて得た額

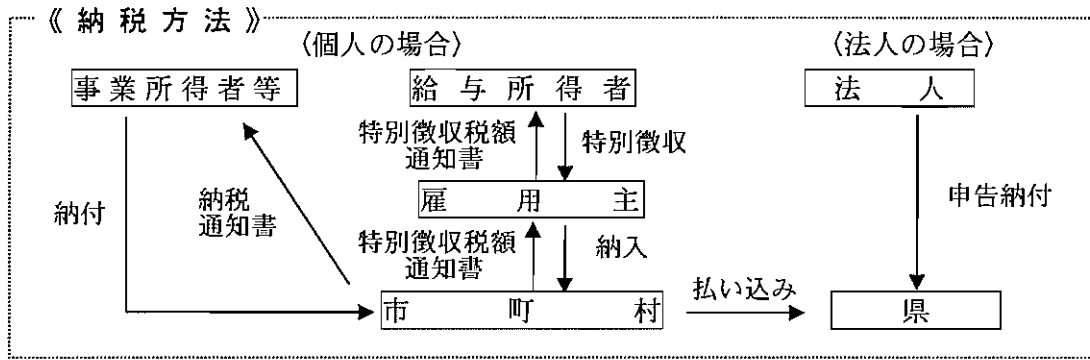
3 施行期日（附則第1項、第2項、第4項）

平成26年4月1日から施行し、次のとおり適用する。

- ① 個人 平成26年度以後の年度分の個人の県民税
- ② 法人 平成26年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税

4 検討（附則第5項）

施行後おおむね5年ごとに、条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

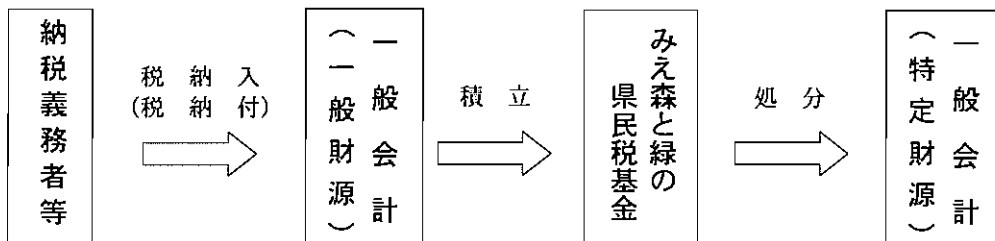


みえ森と緑の県民税基金条例の概要

1 設置の目的（第1条）

災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、「みえ森と緑の県民税基金」（以下「基金」という。）を設置する。

2 みえ森と緑の県民税基金のしくみ（第2条～第6条関係）



(1) 積立額・運用（第2条、第4条）

基金として積み立てる額は、「みえ森と緑の県民税」の税収に相当する額及び基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。また、基金の運用から生ずる収益は、基金に編入する。

(2) 管理・繰替運用（第3条、第6条）

基金に積み立てられた現金は、確実かつ有利な方法で保管し、財政上必要な場合は、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(3) 処分（第5条）

基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより処分することができる。

3 施行期日（附則第1項）

平成25年4月1日

みえ森と緑の県民税の広報活動計画について

1 ポスター等の掲出

- ・ 主要駅（17 駅）、コンビニ（約 350 店舗）、道の駅、市町村庁舎、県公共施設にポスターを掲出します。
- ・ 各県庁舎懸垂幕を掲出します。

2 説明会等での広報

(1) 説明会や会議等での説明

- ・ 県民向け説明会（自治会等）の開催、農林水産業関係、法人や経済団体などの会議（総会等）の場に出向き説明を行います。

説明 100 回

(2) イベント等での周知、チラシの配布

- ・ ショッピングセンター等での周知イベントの開催や、人が集まる場でのチラシ配布等を行います。

周知活動 100 回

3 紙面による広報

(1) 広報誌への掲載

- ・ 県政だよりへの掲載 5月号、7月号
- ・ 市町広報誌、法人の会報等への記事掲載の協力を要請します。

(2) フリーペーパーへの掲載

- ・ 県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパー7紙に広告を掲載します。

（ぼろん・よっかいち ai・ベルブ・つうぴーす・ふぁみんぐ・イセラ・リーガ）

計 48 万部 5月号

- ・ 南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布されているフリーペーパーに広告を掲載します。

iしてる 2万5千部 5月号

(3) その他

- ・ 毎月発行する「森林づくりニュース」に税の周知記事を掲載し、県庁舎や関係団体窓口、県と業務提携した県内のコンビニやショッピングセンター等に配架します。

4 テレビによる広報

(1) ケーブルテレビでの放送

- ・ ケーブルテレビ県内全 9 局で広報 CM を放送します。

5 ラジオによる広報

- ・ ラジオ放送で税の周知・広報を行います。

FM三重 50 回

6 その他

- ・ ホームページやフェイスブック等を利用して情報提供を行います。

みえ森と緑の県民税（制度案）

平成25年3月
三重県

1. はじめに

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

ところが、長引く林業の低迷の中、森林所有者の森林への関心は低下し、山村の過疎化・高齢化もあって手入れ不足の森林の増加が懸念されています。また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなど、森林の持つ様々な機能が危機に瀕しています。

また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。

2. 森林づくりに関する税の検討経緯

このような中、平成23年9月に三重県南部を襲った台風第12号に伴う紀伊半島大水害では、山崩れに伴って流出した土砂や流木が下流の市街地まで押し寄せて道路や橋梁に被害を与え、山間部のみならず市街地をも巻き込むほどの甚大かつ広域な被害がもたらされました。改めて、保水力や土砂の流出防止機能等の森林の恵みの重要性が認識されたところです。

紀伊半島大水害を受け、三重県は、森林づくりに関する税の在り方、用途等について調査審議するため、平成23年12月に「森林づくりに関する税検討委員会条例」を制定しました。

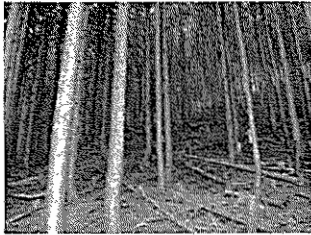
条例に基づいて設置された「森林づくりに関する税検討委員会」では、平成24年1月から、税導入の是非も含めて、その在り方や用途等について幅広く議論を重ね、同年6月に報告書（骨子案）を公表し、パブリックコメント等により県民の皆様からのご意見を募集しました。寄せられたご意見も踏まえ、同年7月に開催された第5回検討委員会において最終報告書がとりまとめられ、同年8月に「森林づくりに関する税検討委員会報告書」として県への答申がなされたところです。

同報告書では、荒廃が危惧されている森林の状況と、自然災害が頻発する状況等を併せて考えた時に、「災害に強い森林づくり」が必要であるとし、これを実現することは水源のかん養や地球温暖化防止、生物多様性の保全など「水や命を育む豊かな森林」づくりにもつながるものであることから、このような森林づくりを地域社会全体で支える新たな仕組みが必要であるとしています。そして、新たな行政需要に対する財源確保の方法として、昨今の経済や税制を巡る厳しい環境の中においても、森林づくりの重要性や森林の恵みを広く県民が享受していることに鑑み、県独自の森林づくりに関する税の導入が適当であるとされています。

三重県では、委員会の答申を受け、県として森林づくりに関する税の導入について検討してまいりましたが、災害への対応が待たないことや、一方で森林づくりには多くの労力と時間を要することを考慮し、本県独自の森林づくりに関する税の導入について、次のとおり県民の皆様にご提案いたします。

3. 「災害に強い森林づくり」の必要性

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されてきました。「緑の循環」がサイクルする中で、水源のかん養や土砂流出防止、地球温暖化防止等、森林の様々な機能が発揮され、都市・平野部も含め県民の皆さんがその恩恵を受けていました。しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。また、暮らしの身近に存在する里山や竹林も放置され、荒廃とともに森林の機能低下が懸念されています。

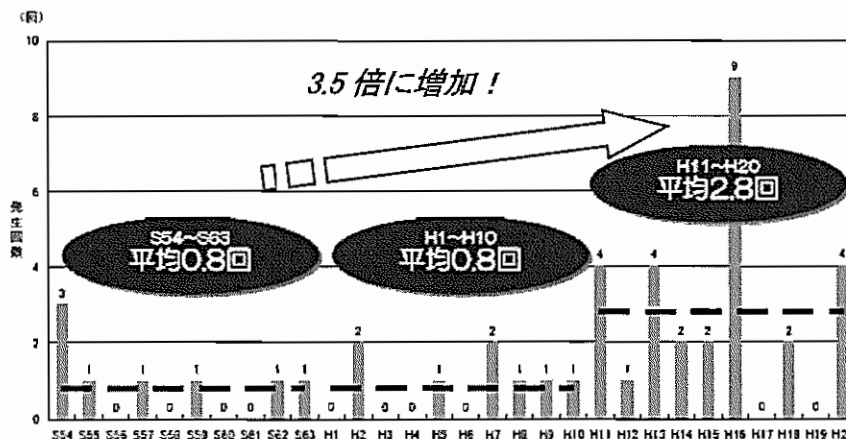


【荒廃する森林の実例】

左：手入れ（間伐）不足の人工林。モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。
 中：人家に迫る竹ヤブ。右：ヤブ化した里山。放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かすつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。下図は、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数を表していますが、最近10年間（平成11年から20年）の発生回数は30年前の10年間（昭和54年から63年）に対して約3.5倍に増加しています。



【三重県内1時間降水量80mm以上の年間発生回数（20地点あたり）】

※三重県風水害等対策アクションプログラム（平成22年3月）より

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず、下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村（現大台町）が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菟野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



【台風や豪雨による被害の状況】左から順に

- ① 山崩れによって民家が被災（H16年9月台風第21号：旧宮川村）
- ② 土石流が発生し、宿泊施設が孤立（H20年9月豪雨：菟野町）
- ③ 橋梁に押し寄せた大量の流木（H23年9月紀伊半島大水害：熊野市）
- ④ 小学校を襲った土石流（H23年9月紀伊半島大水害：紀宝町）

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を新たに、重点的かつ緊急に実現する必要があります。

一方、森林は土砂災害防止機能をはじめとする様々な機能を有し、その恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

4. 「災害に強い森林づくり」のための税の創設

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し、計画的・持続的な取り組みが欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、これまでの取り組みに加え、「災害に強い森林」を早期に実現するという新たな行政需要に対応するためには、その財源を新たに確保する必要があります。

しかしながら、今後の県財政の見通しとしては、歳出の見直しを一定程度行ってもなお財源不足が生じると試算しており、新たな森林づくりの対策に充当する財源について、既存の財源に多くを期待できない状況にあります。

森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民の皆様幅広く負担していただくことが適当と判断し、財源確保の方法として新たな租税を早期に導入することが必要であると考えます。

財源確保の方法を租税とした場合、財源が継続的・安定的に確保されるため、災害に強い森林づくりが計画的に実施できます。また、税の用途を明確にすることによって、負担を通じて森林づくりへの参加意識が高まることも期待されます。

5. 新たな税の名称

「みえ森と緑の県民税」とする。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

前述の状況を踏まえ、当面の課題として、山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要と考えます。これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）として整理し、これらに連なる5本の対策を当面必要な事業案（以下、「税込事業」と言う。）として提案します。

(1) 想定する事業案

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業案	
		実施主体	内容
1. 土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	県	<p>① 「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備 県が指定した崩壊土砂流出危険地区において、溪流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、広葉樹林化する。現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。 【5年間目標】 150箇所</p> <p>② 森林内の防災施設に堆積した土砂や流木除去 県が指定した崩壊土砂流出危険地区において設置している治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p>
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	市町	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化を促進する。</p> <p>④ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止・津波軽減など暮らしを守る海岸林の造成や維持管理を行う。</p> <p>など、防災・減災の観点から市町が必要と考える「暮らしに身近な森林づくり」に関する事業</p>

※想定事業案は、地域のニーズ変化等によって変動する要素を含みます。

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業案	
		実施主体	内容
3. 森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を進める。	県	① 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 森林インストラクター等の資格者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会を開催する。
		市町	① 小中学校等における森林環境教育の実施 小中学校等において、市町がそれぞれの実情に応じ、児童・生徒たちが森林について学ぶための森林環境教育を実施する。 ② 県産材を活用した机・イスの小中学校等への配布 木育推進（森林や木材利用に関する知識を育む）の観点から、県産材で製作した机・イスの配布など、木材利用を進める。 ③ 森林とふれあう機会の創出 植樹祭等の開催や、都市住民と山村地域との交流など住民と森林とのふれあいを促進する。 ④ 森林ボランティアの活動支援 など、地域の実情に応じて市町が取り組む「森を育む人づくり」に関する事業
4. 木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策を進める。	県	① 公共施設への木質ペレット等の供給 「1-①「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備」で搬出した伐採木を木質ペレット化して公共施設に供給するなど、有効活用する。
		市町	① 県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄 災害に備え、県産材を活用した木造仮設住宅キットを備蓄する。 ② 県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化 公共建築物等の県産材を活用した木造・木質化を促進する。 ③ 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入促進 公共施設等に木質ペレットボイラー等を導入する。 など、地域の実情に応じて市町が取り組む「木の薫る空間づくり」に関する事業

5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。	県	① 住民活動と連携した流木等の回収 三重県海岸漂着物対策推進計画の重点区域等の海岸等において、流木等を回収・処理等する。
		市町	① 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。 ② 公園や校庭等の緑化（芝生化や植栽） 都市部における公園や学校校庭などの緑化を進める。 ③ 漁民等による森づくり活動の支援 漁民による広葉樹植栽活動や、都市住民による森林づくり活動を進める。 ④ 森林の総合利用のための整備 森林浴など癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、森林整備や遊歩道・ベンチの設置等を行う。 など、地域の実情に応じて市町が取り組む「地域の身近な水や緑の環境づくり」に関する事業

※想定事業案は、地域のニーズ変化等によって変動する要素を含みます。

(2) 必要となる経費

当面必要となる経費は以下のとおり想定しています。

(単位：億円)

基本方針	対 策	5年間事業費
①. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	22.6
	2. 暮らしに身近な森林づくり	7.3
	小 計	29.9
②. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	5.8
	4. 木の薫る空間づくり	10.2
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	3.6
	小 計	19.6
運営に必要な経費（税システムの改修や第三者評価委員会の運営など）		1.0
合 計		50.5

<5年間の事業展開の考え方>

災害に強い森林を早急に実現する必要があることから、取り組み期間の初期においては基本方針①「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐ上で、それらを支える社会づくりも重要であることから取り組みの後期においては基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策を充実します。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度の創設

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設します。

②. 税収事業における県と市町の役割分担

税収事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。税収事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	税収事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を担う。具体的には基本方針①のうち「土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に行う。
市町	暮らしに身近な森林対策や、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等の住民と森林との関係を深める取組を担う。具体的には基本方針①のうち「暮らしに身近な森林づくり」と基本方針②を中心に行う。

③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は上記の役割分担を踏まえて全体額を決定します。市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」を基本としますが、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分するための「特別配分枠」を設けます。

基本配分枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
特別配分枠	大規模な公共施設の木造化や水源地保護のための公有林化等、事業費が大きく基本配分枠だけで対応できない場合について、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乘せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税		
納税義務者	【個人】＜納税義務者数約88万人＞ 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。 ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方		
	【法人】＜約3万7千法人＞ 県内に事務所、事業所などを有している法人		
税率（年額）	【個人】1,000円 (現行の均等割額は1,000円)		
	【法人】現行の均等割額の10%相当額(2,000～80,000円) (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)		
	区 分 (資本金等の額の区分)	現行の均等割額 (年 額)	税 率 (年 額)
	1千万円以下	20,000円	2,000円
	1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円
	1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円
	10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円
	50億円超	800,000円	80,000円
	【税率設定の考え方】 当面必要となる経費を確保すること、現行の県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、先行県の事例も参考にしつつ県民の皆さんの過重な負担にならないことなどを総合的に考慮して設定しました。		

税収規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初年度</th> <th>平年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>7億8千万円</td> <td>8億8千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>3千万円</td> <td>1億8千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8億1千万円</td> <td>10億6千万円</td> </tr> </tbody> </table>		初年度	平年度	個人	7億8千万円	8億8千万円	法人	3千万円	1億8千万円	計	8億1千万円	10億6千万円
		初年度	平年度										
	個人	7億8千万円	8億8千万円										
	法人	3千万円	1億8千万円										
計	8億1千万円	10億6千万円											
徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>												
導入時期	平成26年4月1日施行を目途とする。												
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり												
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり												
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、税収事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり												
見直し期間	施行後おおむね5年ごとに見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり												

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

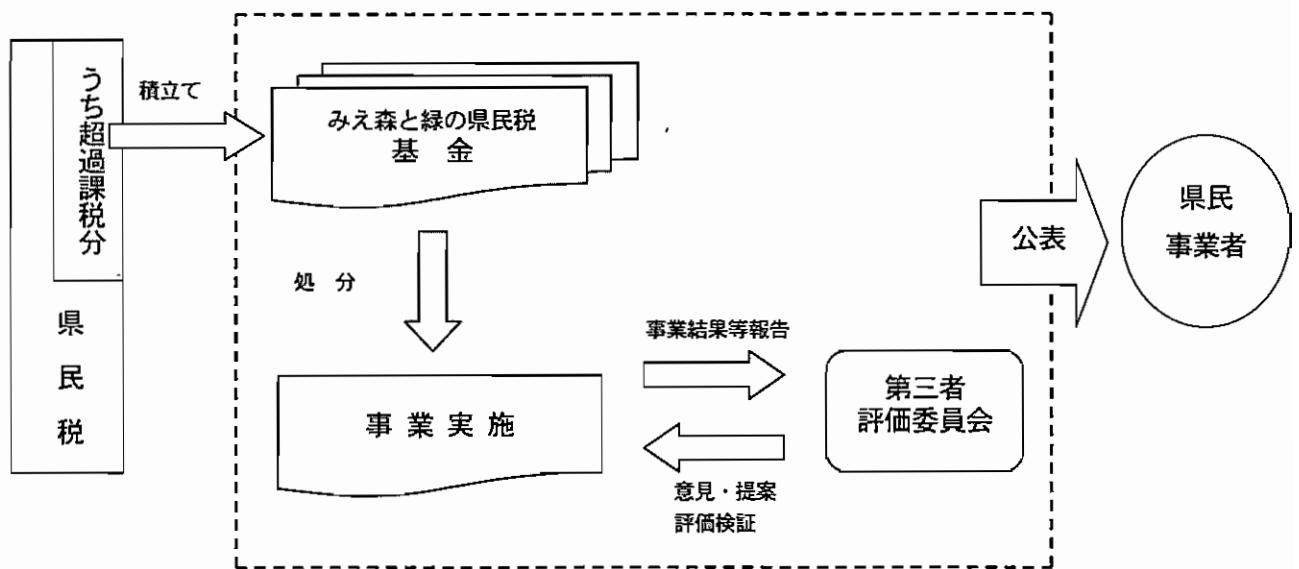
このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、税収事業の結果についても公表することとします。

9. 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、新たな税財源を用いて実施する事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。

これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごとに第三者評価委員会により評価・検証を行い、「みえ森と緑の県民税」の制度を見直すこととします。

第1章 振興指針および活性化計画策定の考え方

1 策定の趣旨

三重県水産業・漁村振興指針

本県において安全で安心な水産物が安定的に供給され、水産業・漁村のもつ多面的機能が十分に発揮されていくためには、将来に希望もてる三重県水産業・漁村の姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、流通業者、市町、県など関係者全てがそれを共有し、連携して取り組んでいく必要があります。このため、「三重県水産業・漁村振興指針」を策定するものです。

2 性格と役割

三重県水産業・漁村振興指針

三重県水産業・漁村振興指針は、平成24(2012)年度を初年度とし、概ね10年先に希望ある三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、市町、県などが共有・連携して取り組む基本施策の展開方向を明らかにするとともに、県民の皆さんをはじめ、漁業者や水産関係団体等さまざまな主体が、三重県の水産業・漁村が果たす役割とその重要性への理解を深める中で、一人ひとりが自らの未来を切り開くために、県民力による協創によって希望ある三重県水産業・漁村を実現していくためのガイドラインとなるものです。

また、施策の展開方向ごとに、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度までの4年間を計画期間として、取組内容と目標を定める活性化計画を一体的に記載し、的確な進行管理を行います。

第2章 三重県水産業・漁村の役割と課題

1 水産業・漁村の役割

水産業・漁村は自然との共生をふまえ、安全で安心な水産物を安定的に提供するとともに、県民の共有財産である海や川が持つ様々な多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています

安全で安心な水産物の安定的な提供 自然との共生 多面的機能の発揮

2 水産業・漁村の課題

- (1) 地域ごとの課題
- (2) 水産資源・漁業生産の減少
- (3) 漁業者の急速な減少と高齢化
- (4) 漁協経営の悪化
- (5) 流通の多様化と魚価の低迷
- (6) 水産物消費の低迷
- (7) 過疎化・高齢化による漁村の疲弊
- (8) 漁場環境の悪化
- (9) 多面的機能の低下
- (10) 東日本大震災による被害への対応

第3章 三重県水産業・漁村のめざす姿

県民の皆さんが期待する水産物を安定的に供給できる希望ある水産業・漁村の実現

水産業・漁村の10年後の具体的な姿

- ① 漁業者の生活が安定し、後継者に責任を持って引き継げる水産業の実現
- ② さまざまな世代の人々が生き生きと働き、住み続けたい、訪れてみたいと思う豊かな漁村の確立
- ③ 自然の保全・再生を進め、豊かな魚介類を育む水産業・漁村の展開

第4章 施策の展開

水産業・漁村の振興に向けた方向

県民の皆さんが期待する希望ある水産業・漁村の実現を図るためには、東日本大震災の被害を早急に復興させるとともに、安全で安心な水産物の安定的な供給、多面的機能の発揮など水産業・漁村が生み出す価値を県民の皆さんへ持続的に提供できる「売れる水産業」、さらには「もうかる水産業」へ転換していくことで、三重県の水産業・漁村を振興していく必要があります。

施策の展開方向と取組内容

1. 水産業・漁村のマネジメント体制の確立

(1) 地域水産業・漁村振興計画の策定・実行

(2) 漁協の指導力・実行力の強化
(県1漁協の実現)

目標項目
県内の沿海地区漁協数
平成23(2011)年度【現状】
21漁協
平成27(2015)年度【目標】
1漁協
平成33(2021)年度【振興指針の目標】
1漁協

2. 高い付加価値を生み出す水産業の確立

- (1) 持続的な生産が可能な水産業の確立
- (2) 消費者のニーズに対応した養殖業の展開
- (3) 経営力がある漁業者の確保・育成と新規就業・参入の促進
- (4) 6次産業化などによる付加価値向上
- (5) 販売力強化と流通の効率化・高度化
- (6) 魚食・食育の推進
- (7) 違反防止策の推進

目標項目	平成23(2011)年度【現状】	平成27(2015)年度【目標】	平成33(2021)年度【振興指針の目標】
主要魚種生産額の全国シェア	7.1(7.41)%	7.3(7.61)%	7.6(7.81)%
資源管理に参加する漁業者数	313(441)人	1,500人	2,000人
水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	-	35件	100件

3. 地域資源を生かした漁村の活力向上

- (1) 地域資源を活用したビジネスの展開と地域課題を解決するビジネスの創出
- (2) さまざまな主体による多面的機能の発揮
- (3) 安全で快適な漁村生活のための環境整備
- (4) 都市との交流などの促進
- (5) 水産物と消費者をつなぐ地域内流通と県民理解の促進

目標項目	平成23(2011)年度【現状】	平成27(2015)年度【目標】	平成33(2021)年度【振興指針の目標】
漁村地域の交流人口	815,942人	880,000人	1,000,000人

4. 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

- (1) 環境に優しい水産業の促進
- (2) 持続的な生産を支える水産基盤の整備
- (3) 干潟・浅場・藻場の再生・保全の推進
- (4) 内水面漁業の振興と河川環境の保全
- (5) 社会貢献の促進

目標項目	平成23(2011)年度【現状】	平成27(2015)年度【目標】	平成33(2021)年度【振興指針の目標】
沿岸の浅海域再生面積	63ha	74ha	90ha
藻場・干潟等の保全活動対象面積	268ha	290ha	310ha

第5章 推進体制

三重県水産業・漁村振興指針の推進にあたっては、県、市町、漁連等の関係団体等による適切な役割分担のもと、連携・協働を基本姿勢としてその実現に取り組んでいきます。

地域水産業・漁村振興計画の取組事例

赤須賀地区(桑名市)

【地域水産業・漁村振興計画の概要】

10年後も、現在のような漁業を営み続けられるよう、漁場環境の維持・資源管理に取り組むとともに、シジミ・ハマグリを地域資源として守り供給する取組を、地域住民に理解してもらうために、市民とのより良い連携構築を図る。

- ・密漁監視、シジミ・ハマグリの子生調査等の資源管理活動の実施
- ・学校給食へのシジミ提供、赤須賀漁業まつりの開催、干潟観察会の開催、シジミを使った料理研究等の赤須賀の漁業・水産物のPR活動の実施 等



しじみ味噌煮込みうどん

白塚地区(津市)

【地域水産業・漁村振興計画の概要】

カタクチイワシの魚価向上による経営安定化をめざし、カタクチイワシの魚食普及の推進を行なうとともに、資源の安定化および持続的な利用を図るため、イカナゴの漁獲サイズと漁獲制限等の資源管理の取組を進めていく。

- ・カタクチイワシのブランド化に向けた漁獲時期、大きさ等の基準作りやカタクチイワシの小学校給食への提供など魚食普及の推進
- ・イカナゴの漁獲サイズと漁獲尾数の制限、貝類の漁獲サイズ制限、稚貝放流など資源管理の推進 等



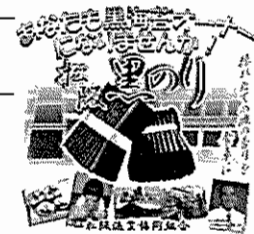
白塚ぎょうざ

松阪地区(松阪市)

【地域水産業・漁村振興計画の概要】

アサリ、ノリなどの地域の漁場特性を活かした漁業や資源を守りつなげていくための仕組みの導入に取り組むとともに、様々な業種・業態の方々と交流・連携しながら、直販事業にも取り組み、松阪産水産物の付加価値を高めていく。

- ・稚貝の移動放流や海底耕うんによる漁場管理操業時間や漁獲サイズの制限などの資源管理の推進、
- ・県内イベントへの出店、飲食店との連携による魚食普及やアンテナショップやインターネット販売などの漁協直販の検討 等



黒海苔オーナー制

浦村地区(鳥羽市)

【地域水産業・漁村振興計画の概要】

次の世代が地元に残って漁業を続けられるような魅力ある養殖業をめざし、経営の多角化、価格向上によりカキ養殖業の経営を安定させるとともに、新しい貝類養殖や新しい藻類養殖、アマモ場造成等の環境保全活動を実施する。

- ・ノロウイルス対策などカキの安全・安心の確保や県内産種苗の生産など安定生産に向けた取組の推進
- ・「大粒浦村アサリ」等による貝のブランド化、ヒジキ養殖の導入、未利用海藻アカモクの利用など新しい漁業種類の導入に向けた取組の推進 等



茹で刻みパックアカモク

地域水産業・漁村振興計画の取組事例

船越地区(志摩市)

【地域水産業・漁村振興計画の概要】

種苗放流、増殖場造成などの活動に取り組むことでナマコ資源を増大させるとともに、資源管理や禁漁区の設定により効率的な資源の利用を行い、漁家所得の向上を図る

- ・ナマコ資源の増大をめざし、種苗放流、増殖場造成、禁漁区設定などの活動を実施
- ・ナマコ資源の活用をめざし、干しナマコの自家製作販売や、6次産業化や商工連携による加工品の製造の検討 等



地元で生産したナマコ種苗

錦地区(大紀町)

【地域水産業・漁村振興計画の概要】

水産物の付加価値向上・販路拡大や資源管理型漁業の推進により、安心して漁業が継続できる体制を整備するとともに、体験観光漁業等の展開による魅力ある漁村づくりを進める。

- ・魚価向上に向けた漁協直販事業(直販所、移動販売車「魚々錦号」)の本格展開や各種イベントでのPR販売の実施
- ・魚類養殖業の安定化に向けた新魚種(サツキマス)の養殖試験等の実施
- ・体験漁業・観光漁業や加工を中心とした6次産業化の展開 等



魚々錦号

三野瀬地区(紀北町)

【地域水産業・漁村振興計画の概要】

藻類養殖(ヒロメ養殖)を振興し、特産品として地域内で生産、加工、販売までの取組を行うなど、地域ぐるみの取組とするとともに、体験漁業・観光漁業の展開など地域以外の人々と広く交流することにより地区の活性化をめざす。

- ・ヒロメ養殖業を地区の新しい漁業として振興するため、加工・保存技術の研究、販路開拓等に取り組む。
- ・地元の民宿等と連携して漁業体験プログラムの開発や体験漁業・観光漁業を展開
- ・つきいそによる漁場造成や、資源管理によるイセエビ刺し網漁業の振興 等



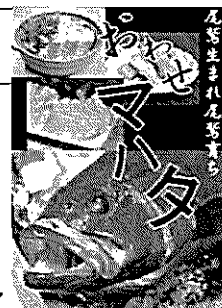
ヒロメ養殖

尾鷲地区(尾鷲市)

【地域水産業・漁村振興計画の概要】

アオリイカ、マハタ等を尾鷲を代表する水産物として確立するとともに、低未利用資源の活用等により漁業者の副収入の確保を図るなど、尾鷲地区の水産業活性化を図る。

- ・尾鷲産アオリイカのブランド化に向けて、鮮度保持の取組の推進、イベントや量販店でのPR、間伐材を用いた産卵床の改良
- ・「おわせマハタ」やマグロの地域ブランド化の推進
- ・低未利用資源の活用や貝類養殖等による副収入の確保 等



おわせマハタ